第６号様式

公共交通利用促進措置計画書

（宛先）仙台市長

申請者　住所

氏名

電話

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和４０年仙台市条例第２１号）

第１２条

第１６条

第１項に規定する公共交通利用促進措置に係る計画は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物 | | 名　　　称 | |  | |
| 所　在　地 | |  | |
| 公共交通利用促進措置 | レベル | 実施項目  (○を記入) | 実施内容 | | 低減係数 |
| Ⅰ |  | 公共交通に関する情報提供 | | 5％ |
|  | 自動車利用の抑制に資するソフト施策 | |
| Ⅱ |  | 公共交通利用促進に資する特典・サービス | | 10％ |
| Ⅲ |  | 公共交通利用促進に資するハード整備 | | 20％ |
|  | 鉄道駅との接続 | | 40％ |
| 低減係数の合計（上限55%） | | | | | ％ |

備考　１　同一レベル内における施策の適用は、１施策までとする。

２　計画書には、実施する施策の内容の詳細を示す資料を添付すること。